

【労働者協同組合とは】

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として参加・出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域の皆で意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、働く人の協同組合です。

労働者協同組合法は、2020年12月に全党・全会派一致して、議員立法で成立しました。

2022年10月1日に法施行され、「まちづくりをしたい」「地域を盛り上げたい」「自分の力を地域にいかしたい」などと思う人たちが自発的に労働者協同組合を設立でき、持続可能で活力ある地域づくりを目的とした事業・活動ができるようになります。

労働者協同組合により、地域づくりに係る多様な事業分野で、新しい働き方を実現することができます。

(※詳細は、厚生労働省のHP「知りたい！労働者協同組合法」をご覧ください)

<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>

【申し込み、お問い合わせ先】

☎ 045-211-4667

一般社団法人 市民連帯経済つながるかながわ

(神奈川県労働者協同組合促進協議会 構成団体)

〒231-0006 横浜市中区南仲通4-39 石橋ビル4F

(開所時間 平日午前9時30分～午後17時)

E-mail info@tsunagaru-kanagawa.org

労働者協同組合を知ろう！ワークショップ FAX 参加申込書

氏 名			所属	
電話番号			メール	@
参 加	1回目	参加 ・ 不参加	※ご記入いただいた情報は、本ワークショップ以外では使用いたしませんので、あらかじめご了承ください。	
	2回目	参加 ・ 不参加		
	3回目	参加 ・ 不参加		